

議案の審議結果

令和4年6月定例会議案審議結果一覧表

(単位 件)

6月定例会では、知事から提出された議案及び議員から提出された議案計38議案について、21日間にわたり熱心な審議が行われ、7月7日に議決された。議案の要旨と議決結果は次のとおりである。

種類	結果	原案可決	承認	同意	合計
予 算		3			3
条 例		13			13
事 件		2	1	9	12
意 見 書		10			10
計		28	1	9	38

知事提出議案

議案番号	件 名	要 旨	議決結果
90	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算補正額 2億7,926万1千円 累計額 2兆2,287億3,826万1千円	原案可決
91	令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算補正額 24億 7,049万円 累計額 2兆2,312億875万1千円	原案可決
92	埼玉県手数料条例等の一部を改正する条例	長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料の額を定めるとともに、教育職員の普通免許状及び特別免許状の有効期間更新手数料等の額の定めを廃止等しようとするものである。	原案可決
93	埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	公職選挙法施行令に定める選挙公営の単価が改定されたことに伴い、これに準じて選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に係る公費負担額を改定しようとするものである。	原案可決
94	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	地方公務員法等の一部改正に伴い、及び埼玉県人事委員会の意見等を踏まえ、職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定める等しようとするものである。	原案可決
95	職員の高齢者部分休業に関する条例	高齢期の職員の多様な働き方の推進に資するため、高齢者部分休業制度を設けるための条例を制定しようとするものである。	原案可決

96	埼玉県税条例等の一部を改正する条例	地方税法等の一部改正に伴い、個人の県民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等しようとするものである。	原案可決
97	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	建築基準法の一部改正に伴い、応急仮設建築物の存続等の許可期間の延長に係る事務を市町村が処理することとしようとするものである。	原案可決
98	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	県の一般職員に準じ、60歳に達した企業職員の給料月額に関し特例措置を定めるとともに、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
99	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	県の一般職員に準じ、60歳に達した流域下水道事業企業職員の給料月額に関し特例措置を定めるとともに、規定の整備をしようとするものである。	原案可決
100	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	埼玉県人事委員会からの意見を踏まえ、職員の定年の引上げに関し必要な事項を定める等しようとするものである。	原案可決
101	埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例	県立特別支援学校1校の設置、県立高等学校4校の統合及び県立栗橋北彩高等学校の位置の表示を変更しようとするものである。	原案可決
102	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に対する介護補償の額を改定しようとするものである。	原案可決
103	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県税条例の一部を改正する条例）	埼玉県税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものである。	承認
104	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起し、又は和解しようとするものである。	原案可決
105	訴えの提起について	県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起し、又は和解しようとするものである。	原案可決

106	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	歳入歳出予算補正額 8億7,450万8千円 累計額 2兆2,320億8,325万9千円 債務負担行為補正 変更 2件	原案可決
107	彩の国功労賞の贈呈について	村岡桃佳氏に彩の国功労賞を贈呈することについて、同意を得ようとするものである。	同意
108	彩の国功労賞の贈呈について	森本真敏氏に彩の国功労賞を贈呈することについて、同意を得ようとするものである。	同意
109	彩の国功労賞の贈呈について	長原茉奈美氏に彩の国功労賞を贈呈することについて、同意を得ようとするものである。	同意
110	彩の国功労賞の贈呈について	沼倉千紘氏に彩の国功労賞を贈呈することについて、同意を得ようとするものである。	同意
111	彩の国功労賞の贈呈について	沼倉昌明氏に彩の国功労賞を贈呈することについて、同意を得ようとするものである。	同意
112	彩の国功労賞の贈呈について	小倉涼氏に彩の国功労賞を贈呈することについて、同意を得ようとするものである。	同意
113	彩の国功労賞の贈呈について	埼玉パナソニックワイルドナイツに彩の国功労賞を贈呈することについて、同意を得ようとするものである。	同意
114	埼玉県副知事の選任について	埼玉県副知事橋本雅道の退職に伴い、その後任として山本悟司を選任することについて、同意を得ようとするものである。	同意
115	埼玉県公安委員会委員の任命について	埼玉県公安委員会委員塩川修の任期は、令和4年8月25日で満了となるが、後任として原敏成を任命することについて、同意を得ようとするものである。	同意

議員提出議案（条例・意見書等）

議第15号議案

埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例

（目的）

第1条 この条例は、男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である性の在り方の尊重について、その緊要性に鑑み、性的指向及び性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- 二 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- 三 パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、継続的に協力し合う関係をいう。

（基本理念）

第3条 性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。

2 性の多様性を尊重した社会づくりに当たっては、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備及び暮らしやすい環境づくりに関する取組が行われなければならない。

（差別的取扱い等の禁止）

第4条 何人も、性的指向又は性自認を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならない。
- 3 何人も、正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならない。

（県の責務）

第5条 県は、第三条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、市町村、関係団体等と相互に連携を図るものとする。

（市町村への支援）

第6条 県は、市町村が性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を実施するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（県民の責務）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に関する理解を深め、その事業活動を行うに当

たつて性の多様性に配慮した取組を行うよう努めるとともに、県が実施する性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第9条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 性の多様性を尊重した社会づくりに関する基本方針
- 二 性の多様性を尊重した社会づくりに関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(性の多様性への配慮)

第10条 県は、基本理念にのっとり、県が実施する事務事業において、性の多様性に合理的な配慮をしなければならない。

(制度の整備等)

第11条 県は、基本理念にのっとり、パートナーシップ・ファミリーシップに関する制度その他の性の多様性を尊重した社会づくりのための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(啓発等)

第12条 県は、性の多様性に関する県民等の理解を深め、暮らしやすい環境づくりを推進するため、必要な啓発、制度の周知等を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性に関する理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第13条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりを担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制等の整備)

第14条 県は、性の多様性に関する相談体制を整備するものとする。

2 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

原案可決

埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。第9条において「法」という。）第2条に規定する基本理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはならない。

(県の責務)

第4条 県は、第2条に定める基本理念（次条及び第6条において「基本理念」という。）にのっとり、部落差別の解消に関する総合的な施策を実施するものとする。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村、県民及び事業者との連携を図るものとする。

3 県は、部落差別の解消に関し、市町村が実施する施策並びに県民及び事業者の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たって県が実施する部落差別の解消に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第7条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(相談体制の充実)

第8条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に応ずるものとする。

2 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上等相談体制の充

実を図るものとする。

(部落差別の実態把握)

第9条 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、法第6条の規定により国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化も踏まえ、必要に応じて、実態を把握するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例について見直しを行うものとする。

原案可決

議第17号議案

降ひょうによる被害に対する支援を求める意見書

本年6月2日及び3日に、関東地方において大気が不安定な状態が続き、広範囲にわたり降ひょうが発生した。

この降ひょうによる本県の被害は、15市7町と広範囲に及び、小麦、スイートコーン、ネギ、梨などの農作物や農業用生産施設等が被害を受け、被害総額は、埼玉県農業災害対策特別措置条例が制定された昭和53年以降で、過去最大となる推計38億5千万円に上った。このため、本県では、同条例に基づき、この降ひょう被害を特別災害として指定することを決定し、県費補助等による支援を行うこととした。

しかしながら、高齢化が進む農業生産者の中には、この被害を機に農業を辞める生産者が出てくることが強く懸念される。

被災した農業生産者の事業継続については各々の判断にはなるものの、いずれも大切な農業の担い手であることから、事業継続が可能なように国、県、市町で生産者にしっかり寄り添って支援していかなければならない。

よって、国においては、降ひょう被害を受けた農業生産者や施設等について、生産力の維持や経営の安定を図るため、下記の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 降ひょう被害を受けた農業生産者への迅速かつ柔軟な支援をすること。
 - 2 スマート農業をはじめ、次世代の農業技術及び施設の普及促進につなげられる支援を行うこと。
 - 3 農業生産者に対し、農業共済又は収入保険等、セーフティーネットへの加入の義務化を含めた検討を行うこと。
 - 4 本県における今秋の小麦の作付けに向け、他県産の種子を円滑に購入できるよう支援を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月7日

埼玉県議会 議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣

様

原案可決

議第18号議案

私立幼稚園教諭の処遇改善事業に係る負担割合の維持及び事業の継続を求める意見書

国は令和3年度補正予算において、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を措置した。これに基づき、幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度、月額にして9,000円引き上げるための国の財政支援が令和4年2月から実施されている。令和4年2月から12月分までの当初11か月間は、国の負担は4分の3、私立幼稚園の負担は4分の1であるものの、令和5年1月から3月までの負担割合については、国3分の1、県3分の1、私立幼稚園3分の1となり、設置者負担が増大する。さらに、令和5年4月以降は、事業の継続さえも不明確である。

子供たちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要である。とりわけ幼稚園教育は、従来から幼児教育の中核としての役割を果たしている。特に、私立幼稚園には9割近い幼稚園児が通っている。このため、私立幼稚園の設置者負担を軽減し、幼稚園教諭の処遇改善の取組への財政的な支援を確実に継続することで、幼児教育の質を支える優秀な教諭を確保することが必要である。

よって、国においては、私立幼稚園の教諭への処遇改善事業について、設置者負担の軽減に資するため、下記事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 私立幼稚園教諭への処遇改善事業における設置者の負担割合について、現行の4分の1を維持すること。
- 2 令和5年度以降も私立幼稚園教諭への処遇改善事業を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月7日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
少子化対策担当大臣
こども政策担当大臣

様

原案可決

保育士の人材確保及び処遇改善等を求める意見書

急速に少子化が進展する中、安心して子供を産み育てることができる社会の実現が強く求められており、質の高い保育サービスの提供と保育の担い手の確保は喫緊の課題となっている。

本県の保育士の有効求人倍率は令和4年1月時点で3.51倍と高い水準にあり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。

このような状況の中、保育士の新規人材の確保と離職の防止を図って保育の担い手を確保するためには、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定し、保育士の処遇を改善することが必要不可欠である。

しかし、公定価格の地域区分は市区町村ごとに設定されており、隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じている例が存在する。また、平均公示価格と地域区分の関係で見ると、大都市圏に隣接しており平均公示価格が高いにもかかわらず、隣接する市区町村と地域区分の乖離が著しい地域も存在しているなど、地域の実情を十分に反映した区分となっていない。さらに、地代などの経費が高い地域の保育団体からは、運営費を人件費に十分充てられないという声も聞かれる。

また、公定価格には人件費が含まれているが、その割合が示されていないため、保育士給与への配分が適切に行われているか不明確である。

よって、国においては、保育士の人材確保及び処遇改善を図るため、下記の事項を早期に実施するとともに、財源については、地方に負担を転嫁することなく、国において十分な財政措置を図るよう強く要望する。

記

- 1 保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。
- 2 隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないように、地域の実情を十分に反映した地域区分を設定するとともに、地域区分は公務員の地域手当の区分だけでなく、公示価格など他の客観的指標を考慮すること。また、個々の公定価格の地域区分の設定に関係する地方自治体の意見が反映される仕組みを早急に導入すること。
- 3 公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- 4 公定価格の抜本的な見直しが行われるまでの間は、特定地域に不利益が生じないように、その設定方法について新たな特例を導入するなど柔軟な対応を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月7日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣
こども政策担当大臣

} 様

北朝鮮による全ての拉致被害者等の即時一括帰国を求める意見書

平成14年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮の金正日国防委員長（当時）が、長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪してから、間もなく20年の節目を迎える。この間、帰国を果たした拉致被害者は5人とどまっておらず、いまだ拉致問題の解決には至っていない。

本年5月23日に、訪日中のバイデン大統領は拉致被害者家族と直接面会して、拉致問題への理解を示した。面会后、拉致被害者家族は「責任を持って速やかに全被害者の即時一括帰国に向けて先頭に立ってほしい」と日本政府に要望した。

5月29日の拉致被害者家族が開いた集会において、岸田首相は、拉致問題は内閣の最重要課題だとして、バイデン大統領との日米首脳会談で即時解決に向けて全面的な理解と協力を求め、支持を得たと説明した。さらに、国際社会への働きかけと同時に日本が主体的に動くことが重要だとして、北朝鮮の金正恩総書記と条件をつけずに直接向き合う決意を示した。その上で、全ての拉致被害者の1日も早い帰国実現に向け、総理大臣としてみずから先頭に立ち、政府を挙げて全力で取り組んでいくと強調した。

拉致被害者等とその家族は高齢の方も多くなっており、拉致問題の解決は一刻の猶予も許されない。

よって、国においては、国際社会と緊密な連携を図り、あらゆる手段を講じて北朝鮮との実効性のある対話を行うことにより、いわゆる特定失踪者等の拉致の疑いが排除できない方も含む拉致被害者等全員の即時一括帰国を実現させ、拉致問題を全面的に解決するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月7日

埼玉県議会 議長

衆議院議長	} 様
参議院議長	
内閣総理大臣	
外務大臣	
内閣官房長官	
拉致問題担当大臣	

原案可決

警察官の増員を求める意見書

本県では、犯罪や交通事故の増加に歯止めをかけ、県内治安の回復を着実なものとしていくため、警察官や会計年度任用職員を増員し、パトロールや取締りの強化などに努めてきた。また、全国最多を誇る自主防犯活動団体に対する積極的な支援を行うなど、関係機関及び団体との協働による事件・事故の抑止対策を推進している。

こうしたことにより、令和3年の刑法犯認知件数は平成17年以降17年連続で減少して過去最多であった平成16年の4分の1以下の40,166件となり、人身交通事故件数も昭和42年以降最少となるなど、

県内の治安回復傾向は継続している。

しかしながら、犯罪の種類ごとに見ると、殺人、強盗をはじめとする重要犯罪は全国3位、侵入盗をはじめとする重要窃盗犯は全国1位、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は全国4位であるなど、全国的に見て、本県の治安情勢は依然として厳しい状況にある。

他方、本県警察官の負担状況を見ると、現在、本県警察官1人当たりの人口負担は全国1位の636人である。また、警察官1人当たりの刑法犯認知件数も3.49件と全国1位であり、サイバー犯罪やサイバー攻撃による被害が続くなど深刻化するサイバー空間の脅威への対応、近年顕在化している経済安全保障上の脅威への対応等、様々な課題に対処する警察官が不足している現状にある。

今後も、事件・事故を減少させ、更なる県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、警察官の増員による人的基盤の強化が必要不可欠である。

よって、国においては、本県の厳しい治安情勢を踏まえ、いまだ警察官の過重負担が深刻な本県に対して、なお一層の警察官増員を措置するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月7日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

議第22号議案

警察車両の充実強化を求める意見書

本県の治安情勢は、刑法犯認知件数等の指標が改善する一方で、ストーカー、DV事案、児童虐待事案等の人身安全関連事案や、高齢者を狙った特殊詐欺の認知件数は依然として高い水準にある。

県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、多種多様な警察事象に迅速・的確に対応する機動力確保に必要な警察車両の充実強化が必要不可欠である。本来警察用車両は、警察法により国庫が支弁することと規定されているが、本県が保有する車両全体（国費支弁の対象ではない125cc以下の二輪車を除く）のうち国費車両の割合が57.9%と低い現状にあり、4割以上を県費で負担している。

また、車両購入にあたっては、安全装置の装着義務化、2050年までの脱炭素社会の実現に向けて地球温暖化対策に対応するため温室効果ガスの削減効果が高い電気自動車や水素自動車等の次世代自動車の導入が必要となっており、車両1台当たりの購入単価が上昇傾向にあり、負担は大きくなっている。

今後も、事件、事故を減少させ、更なる県内治安の改善を図り、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、警察活動を支える機動力に必要な警察車両の増強による治安基盤の充実、強化が必要である。

よって、国においては、本県の治安情勢及び国費による負担割合が低い現状を踏まえ、国庫が支弁するという警察法の趣旨にのっとり、なお一層の警察車両の充実強化を措置するよう強く要望する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月7日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国家公安委員会委員長

様

原案可決

議第23号議案

物価高騰対策強化を求める意見書

我が国の経済は、2年を超える新型コロナウイルス感染症による影響から緩やかに持ち直しつつあるものの、世界的な物流の混乱や半導体をはじめとする資材等の不足により、いまだ厳しい状況が続いている。

さらに、ロシアによるウクライナ侵略や円安の進行によって原油をはじめとするエネルギーや原材料、資材、食料、飼料等の価格が高騰しており、家計や企業の経営を圧迫するなど、国民生活や社会経済活動に幅広く影響が及んでいる。

このような状況を受け、国は「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」等を決定し、物価高騰に対応しているものの、国際情勢は今後も先行きが見通せず、新たな変異株出現による新型コロナウイルス感染症のまん延も予断を許さない状況であり、先行きの不確実性が強く懸念される。

よって、国においては、更なる物価高騰対策を適時、適切に講ずるため、下記の事項に迅速に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 原材料、エネルギーや生活関連物資等の価格動向、供給状況とこれらの影響を注視し、状況の変化に応じて、迅速かつ機動的な追加対策を講じること。
- 2 農林水産業、製造業、交通運輸産業、食品産業等をはじめ、産業界全体に対する、原材料、エネルギー等の価格高騰の影響を緩和するための総合的な支援策を的確に実施すること。
- 3 中小企業について、資金繰りを支えるとともに、賃上げを後押しすること。また、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分について、中小企業の取引価格の転嫁対策を徹底すること。
- 4 食料安全保障の観点も踏まえ、配合飼料価格高騰について、実質的な生産者の負担増を伴わない、緊急かつ、安定的な対策の実施をすること。
- 5 産業・雇用を維持する観点から雇用創出事業を強化するとともに、賃上げを含む雇用環境の向上に努めること。
- 6 生活関連物資等の値上げについて注視し、「便乗値上げ」の防止に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月7日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
経済財政政策担当大臣
消費者及び食品安全担当大臣

様

原案可決

議第24号議案

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案に関する意見書

令和4年6月16日に衆議院議員選挙区画定審議会から衆議院小選挙区の改定案が勧告された。同審議会では、令和2年国勢調査の結果による人口が令和3年6月25日に公示されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び第4条第1項の規定に基づき、衆議院議員小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきたとされている。

改定案では、小選挙区ごとの有権者数などの較差が解消されたほか、各小選挙区においてこれまで課題とされていた行政区の分断が整理されるなど、同審議会における調査審議による一定の成果が表れている。

しかしながら、新たな選挙区画には各小選挙区でこれまで育まれてきた地域の一体感をはじめ文化や伝統、地域間の交流、交通などが絶たれてしまっている区画も見受けられ、改定案の決定を危惧する声も聞かれる。有権者数の較差を第一として是正することによって、各地域に新たな課題が生じてしまう今回の改定案には、看過できない問題が含まれていると言わざるを得ない。

よって、国においては、地域の歴史や地域間交流等を十分尊重し、その実情を反映した区割りとするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月7日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

様

原案可決

議第25号議案

国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されており、平成15年以降いわゆるハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっている。

しかしながら、我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全及び環境保全について思いを馳せる機会とするためには、「海の日」をその意義に見合った日に固定化する必要がある。

よって、国においては、「海の日」を7月20日に固定化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月7日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官

様

原案可決

議第26号議案

緊急事態に関する国会審議等を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたり、全国各地で拡大し、我々の日常生活や社会経済活動に、様々な影響を及ぼしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えている。

さらに、医療従事者や病床の不足が生じ、医療崩壊の危機に直面するという想定外の事態も発生した。

また、近年、局地的なゲリラ豪雨のほか、線状降水帯や巨大台風による広域的な被害、また予測が困難な竜巻、地震も頻発化・激甚化している。本県においても令和元年10月の台風19号によって死者4名を含む甚大な被害を受け、また、本年6月には降ひょうにより、農作物をはじめとする様々な被害が発生したところである。

我々の記憶に深く刻み込まれている平成23年の東日本大震災では、震災がれきの撤去のために支援

物資輸送に遅れが生じ、さらには、被災自治体の機能停止も大きな問題となった。

今後30年以内に高い確率で「首都直下地震」や「南海トラフ巨大地震」の発生も予想されている。

我が国では、これまで、大地震や感染症、その他緊急事態の発生に対し、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別措置法などによって対処してきたが、今後、より重大な緊急事態が発生した場合は、従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

感染症は全国的に多大な影響を及ぼし、巨大地震やゲリラ豪雨などの自然災害はどここの自治体であっても被災地になりえる状況で、こうした感染症や自然災害に強い国家をつくることが、我が国の喫緊の課題となっている。

国家の最大の責務は、緊急事態において国民の命と生活を守ることにある。

よって、国においては、緊急事態に強い国をつくるため、平時から緊急時への切替え等に関する関係法規の見直し等について、国会における建設的かつ広範な審議を行うとともに、広く国民的な議論を喚起する取組を進めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月7日

埼玉県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
防災担当大臣
経済財政政策担当大臣

様

原案可決

請願の審査結果

令和4年6月定例会請願審査結果一覧表

(単位 件)

委員会名	継続分	新規分	合計	審査結果								摘要		
				採択	趣旨採択	執行部への送付		不採択	継続審査	返戻	審議未了		合計	
						(要)	(否)							
議会運営 企画財政 総務県民生活 環境農林 福祉保健医療 産業労働企業 県土都市整備 文教 警察危機管理防災		2	2						2				2	
合計		2	2						2				2	

総務県民生活委員会 (新規分)

議請番号	件名	請願者	審査結果
1	国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）中止の意見書」提出を求める請願書	消費税の廃止を求める埼玉連絡会 代表幹事 岩瀬 晃司 ほか223人	不採択
2	国に対し「一定の期間を定めて、消費税をゼロにする意見書」の提出を求める請願書	消費税の廃止を求める埼玉連絡会 代表幹事 岩瀬 晃司 ほか225人	不採択